

山梨労働局発表

令和6年6月19日

山梨労働局長による安全パトロールを実施 ～令和6年度全国安全週間～

7月1日から7日まで、全国安全週間（第97回）が実施されます。

本年度のローガンは、

『危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』
です。

転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある中で、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、引き続き労使一丸となった取組の徹底を図ることにより、更なる労働災害の減少を図ることを目指しています。

山梨労働局長（高西 盛登）は、本安全週間中に、山梨第14次労働災害防止計画の重点業種である建設業の工事現場に対して、甲府労働基準監督署、建設業労働災害防止協会山梨県支部及び同オレンジ隊員とともに安全パトロールを実施し、墜落・転落災害の防止など高所作業における安全対策や熱中症対策等を重点に指導・周知を行います。

全国安全週間 山梨労働局長安全パトロール

- 1 実施日時 令和6年7月3日(水) 午前9時15分～午前10時35分（予定）
（雨天の場合は、降雨等の状況により中止となる場合があります。）
- 2 場 所 山梨県笛吹市石和町窪中島 312-1（電話：050-5805-1496）
- 3 事業場名 早野組・飯塚工業・地場工務店JV
（山梨県警察機動センター庁舎建設工事（継続））

※安全パトロールについて、当日の取材をお願いいたします。

（参考）

- 1 山梨県内における令和5年の労働災害による死亡者数は7人で、前年と比較し2人増加し、一方、休業4日以上死傷者数においても、新型コロナウイルス感染症を除き911人と同3人の増加となりました。また、死亡者数のうち4人が建設業において発生しており、そのすべてが「墜落・転落」によるものです。
- 2 本年に入ってから山梨県内における死亡者数は1人、新型コロナウイルス感染症を除く休業4日以上の死傷者数は、5月末日現在309人で、前年（令和5年）同期の248人から61人の増加となっています。

全国安全週間 山梨労働局長安全パトロール

産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚と安全活動の着実な実行を図ることを目的として、第97回の全国安全週間が7月1日から7月7日まで実施されます。

本年度は本週間に際して、山梨第14次労働災害防止計画の重点業種である建設業に対し、下記のとおり建設工事現場の安全パトロールを実施し、県下事業場に対して労働災害の防止への積極的な取組の実施を啓発します。

記

- 1 日 時 令和6年7月3日(水) 午前9時15分から
- 2 事業場名 早野組・飯塚工業・地場工務店JV
山梨県警察機動センター庁舎建設工事 (電話 050-5805-1496)
- 3 工事場所 山梨県笛吹市石和町窪中島312-1 (別紙2 案内図 参照)
- 4 工事概要 鉄筋コンクリート造地上3階建て庁舎の新築工事
- 5 行 程
9時00分 事業場集合 (集合場所: 工事事務所前)
9時15分 労働局長及び作業所長あいさつ
9時20分 工事概要、災害防止対策実施状況及びパトロール注意事項等説明
9時30分 安全パトロール実施
10時20分 甲府労働基準監督署長、オレンジ隊講評 (工事事務所前)
10時35分 終了 (予定)
- 6 パトロール員
山梨労働局長、健康安全課長、甲府労働基準監督署長ほか
建設業労働災害防止協会山梨県支部、オレンジ隊員 (女性隊員)
- 7 報道機関の方々のご来場について
 - (1) 取材同行を希望される報道機関の方は、安全のため、ヘルメット・墜落制止用器具を着用していただきます。
なお、当日、ヘルメット・墜落制止用器具を準備する都合がありますので、**7月2日(火) 正午までに別添の出席票をファックス又はメールによりご提出いただきたく存じます。**
 - (2) 取材される方は、当日午前9時までに上記集合場所に直接ご来場ください。
 - (3) 安全パトロール以外の取材 (施設の概要に関すること等) は、ご遠慮願います。
 - (4) 通常の服装で結構ですが、現場内は狭除な箇所もあるため、汚れても良い服装でお願いします。
 - (5) 徒歩での現場内の移動がありますので、歩行しやすい靴でお願いします。

出席票

令和6年 月 日

山梨労働局労働基準部健康安全課 行

令和6年7月3日（水）「全国安全週間 山梨労働局長安全パトロール」への出席について

報道機関等名称	
出席者人数	人
連絡先（電話番号）	

【送付先】

山梨労働局労働基準部健康安全課
FAX 055-236-5055
メール chikuyama-tadashi@mhlw.go.jp

※令和6年7月2日(火)正午までに、ご連絡をお願いいたします。

令和 6 年度 山梨労働局全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は 7 人と前年から 2 人増加し、新型コロナウイルス感染症を除いた休業 4 日以上之死傷災害についても、911 人と前年と比較して 3 人増加となっており、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、山梨第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

山梨労働局、甲府・都留・鯉沢労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会

甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会

建設業労働災害防止協会山梨県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所
一般社団法人山梨県鉄構溶接協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部

5 協力者

山梨県
日本労働組合総連合会山梨県連合会
山梨県経営者協会

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和 6 年度(第97回)全国安全週間

7月1日～7日（準備期間 6月1日～30日）

スローガン

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

都留労働基準協会

【趣 旨】

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により、労働災害は長期的には減少していますが、令和5年の山梨県内における労働災害については、死亡災害は7人で前年と比較し2人の増加となり、新型コロナウイルスを除く休業4日以上死傷者数は、911人で同3人の増加となっており、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

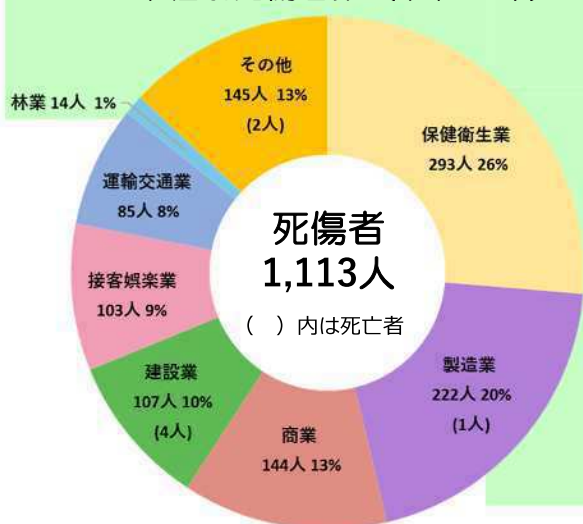
また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、山梨第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、年次計画2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、上記のスローガンの下で取り組みます。

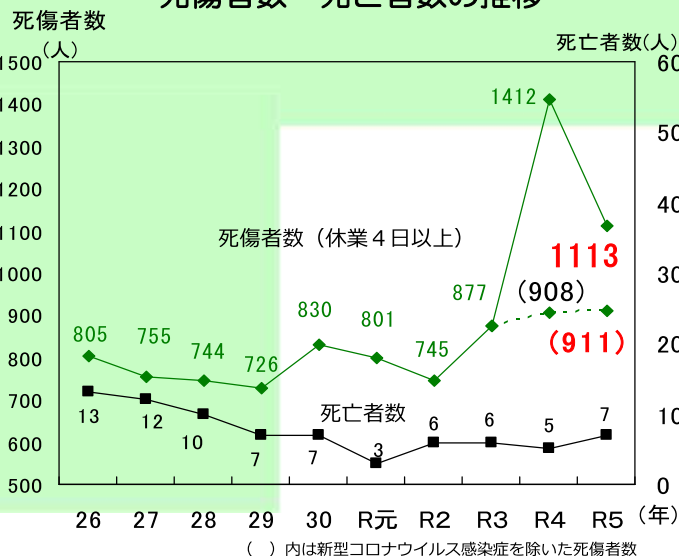
全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識を深め、災害ゼロを目指した安全活動の着実な実行を図られるようお願いします。

県内の労働災害発生状況

業種別死傷者数（令和5年）



死傷者数・死亡者数の推移



〔主 唱〕

山梨労働局、甲府・都留・鯉沢労働基準監督署

〔協 賛〕

(一社)山梨県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部

〔協 力〕

山梨県、日本労働組合総連合会山梨県連合会、山梨県経営者協会

● 準備期間中（6月1日～30日）及び本週間（7月1日～7日）に実施する事項 ●

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。
- 2 安全パトロールによる職場の総点検を実施する。
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じて自社の安全活動等を社会へ発信する。
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施により、家族の協力を呼びかける。
- 5 緊急時の措置について、必要な訓練を実施する。
- 6 「安全の日」の設定のほか、準備期間及び本週間にふさわしい行事を実施する。

● 山梨第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ●

～多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会の実現を目指して～

2023年度に、労働安全衛生法第6条の規定に基づき厚生労働大臣が策定した第14次労働災害防止計画を基本として、山梨県内における労働災害の動向等を踏まえた山梨第14次労働災害防止計画を策定しました。山梨労働局及び各労働基準監督署では、労働災害防止団体、業界団体等と緊密な連携の下、本計画の目標達成に向けて取り組んでいます。

計画の全体目標



- ① **死亡災害**：ひとたび発生すれば取り返しのつかない災害であることを踏まえ、2022年と比較して2027年においては、**20%以上減少**させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、山梨第13次防期間中と比較して、山梨第14次防期間中の死者数の総数を**20%以上減少**させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。
- ② **死傷災害**：2022年と比較して、2027年までに休業4日以上労働災害による死傷者数を**減少**させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、山梨第13次防期間中と比較して、14次防期間中の死傷者数の総数を**減少**させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

● 転倒災害防止対策に取り組みましょう！ ●

- ◇ 令和5年の山梨県内における労働災害発生状況を見ると、新型コロナウイルス感染症を除いた911人中、247人（27.1%）の方が転倒によって被災しており、山梨県内における休業4日以上労働災害の中で最多となっています。また、被災した方の27.9%が30～59日、15.0%が60～89日、17.0%が90日以上休業しています。転倒災害は、「転ぶ」という単純な災害であっても、ひとたび発生すると約6割の方が1か月以上休業となる災害となっています。
- ◇ 特に年代が高い労働者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。転倒災害はどのような職場でも発生する可能性があることから、事業主及び働く全ての方が常に問題意識を持ち、職場環境の整備、安全教育等の災害防止対策に取り組むことが重要です。

● 高齢労働者の労働災害防止に取り組みましょう！ ●

- ◇ 65歳以上の就業者数は、過去10年間で約1.5倍増加しており、特に、保健衛生業をはじめとする第三次産業において増加しています。
- ◇ 山梨県内における令和5年の死傷者（休業4日以上でコロナによる死傷者を除く。）の30.1%が60歳以上で最も多く、特に死亡災害については、令和5年の死亡災害7人のうち3名が60歳以上であり、高齢労働者による災害の増加、重篤化が懸念されています。

高齢労働者の安全衛生対策について（「エイジフレンドリーガイドライン」など）
（同ガイドライン内のチェックリストを活用して総点検を実施してみましょう）



~~~~~ 《労働安全衛生法に基づく免許試験 出張特別試験のお知らせ》 ~~~~~

関東安全衛生技術センターによる出張特別試験が**令和6年8月26日(月)**に「アイメッセ山梨」で行われる予定です。

試験の種類	受験申請書の提出先(問い合わせ先)	電 話	提出期間等
二 級 ボ イ ラ ー 技 士	(公社) ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所 〒400-0212 南アルプス市下今諏訪610-9	055(287)9511	郵 送 簡易書留又はレターパックプラスのみ。その他の方法によるものは受付できません。 6月13日(木)～6月26日(水) 消印有効 ※受験準備講習とは別ですから、忘れずに手続きをしてください。
ガ ス 溶 接 作 業 主 任 者	(一社)山梨県鉄構溶接協会 〒400-0055 甲府市大津町317-2	055(241)2674	
第 一 種 衛 生 管 理 者 第 二 種 衛 生 管 理 者	(一社)山梨県労働基準協会連合会 〒400-0024 甲府市北口2-15-1	055(251)6626	
発 破 技 士	建設業労働災害防止協会山梨県支部 〒400-0031 甲府市丸の内1-13-7山梨県建設会館内	055(221)8810	